

新潟市児童福祉施設等措置費支弁に係る事務処理要領

1 目的

この要領は、児童福祉法、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）（以下「交付要綱」という。）、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（令和5年5月10日こ支家第49号こども家庭庁長官通知）及び「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）の規定によるほか、児童福祉施設（母子生活支援施設及び助産施設を除く。）及び里親（以下「施設等」という。）に対する措置費の支弁に関する事務手続きを定めることを目的とする。

2 基本的事項

措置費支弁事務は、次により行うものとする。

(1) 措置費は、児童相談所長が各月初日に施設等に措置（委託）した児童数に基づき、当該月分を原則として毎月15日（県立施設については月末、里親にあつては翌月15日）までに、概算払の方法により支弁するものとする。

(2) 措置費の支弁事務は、原則としてこの要領に定める様式により行うものとする。ただし、この要領によりがたい場合には、事務に支障のない範囲で適当な様式によることができるものとする。

3 精算手続

(1) 施設長等は、概算払により支弁された措置費について、実績報告書（様式第1号）を当該年度の翌年度の4月15日までに市長に対して提出するものとする。この場合、別表1に掲げる書類を添付するものとする。

(2) 市長は、(1)により実績報告書の提出があったときは、施設長に対し支弁すべき額を確定し当該年度の翌年度の5月末日までに精算するものとする。

4 医療費の支弁

(1) 受診券を使用する場合の医療費については、新潟県社会保険診療報酬支払基金等との委託契約に基づき支弁する。

(2) 通院費等移送費、眼鏡等については別表2のとおりとし、確定額に基づいて精算払とする。

5 葬祭費の支弁

(1) 葬祭費については、当該施設が葬祭費内訳書（様式第12号）に死亡診断書を添付して市長に提出するものとする。

(2) 前期(1)により葬祭費内訳書の提出があったときは、市長は事務費、事業費を概算払いする時、又は精算するとき併せて支弁するものとする。

6 自立援助ホームにおける一般生活費及び冷暖房費の支弁

(1) 自立援助ホーム管理者は、一般生活費及び冷暖房費について、児童等が交付要綱において別に定める基準（以下「特例基準」という。）に該当する場合は、一般生活費及び冷暖房費申請書（様式第19号）を市長に提出するものとする。なお、生活保護及び公的年金給付の受給者は対象としない。

(2) 市長は、(1)による申請書の提出を受け、特例基準に該当すると認める場合は、申請のあった月の翌月分から特例基準の一般生活費を支弁するものとする。ただし、新規で入居する児童等について、入居する日がその月初日であって(1)による申請書が遅滞なく提出された場合は、申請のあった月分から特例基準の一般生活費を支弁するものとする。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

費目		添付書類		提出部数
事務費	賃借費加算分保護 単価	賃借費加算分申請書	様式第 1 6 号	正本 1 部
	幼稚園費	幼稚園費内訳書	様式第 1 3 号	
事業費	教育費	在学証明書	様式第 2 号	
		通学費証明書	様式第 3 号	
		教材費等指定証明書	様式第 4 号	
		教育費（部活動費）内訳書	様式第 1 4 号	
		教育費（学習塾費）内訳書	様式第 1 5 号	
		資格取得等特別加算費申請書	様式第 1 7 号	
学校給食費	学校給食費証明書	様式第 5 号		
見学旅行費	見学旅行費証明書	様式第 6 号		
入進学支度金	在学証明書	様式第 2 号		
特別育成費	資格取得等特別加算費申請書	様式第 1 7 号		
就職支度費	採用証明書	様式第 7 号		
	就職支度費特別基準申請書	様式第 7 号の 2		
職業補導費	通学費証明書	様式第 3 号		
	在所証明書	様式第 8 号		
夏季等特別行事費	夏季等特別行事参加証明書	様式第 9 号		
受託支度費	受託支度費内訳書	様式第 2 0 号		
予防接種費	検査調書	様式第 1 1 号		
視力矯正費	視力矯正費内訳書	様式第 2 1 号		

備考

予防接種費については、予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定するA類疾病を予防するための予防接種のほか、ロタウイルス、破傷風トキソイド、RSウイルス感染症、流行性耳下腺炎の予防接種であって公費負担の対象とならない場合に支弁する。この場合は、原則として医療機関の請求によるものとする。

別表 2

費目		請求書様式	添付書類	提出期限	提出部数	備考
事業費	医療費	市請求書による	通院費請求内訳書 (様式第10号)	翌月の5日	正本1部	<p>入所児童が病気にかかり、嘱託医等による治療が困難で、医療機関へ通院した場合、この通院にかかる費用を支弁することができる。</p> <p>1 通院又は入院にかかる交通費(バス、電車等)の費用を支弁する。</p> <p>また、入所者の歩行が困難なために付き添った職員についても実費を支弁する。</p> <p>2 緊急を要する等やむを得ずタクシーを利用した時はその実費を支弁する。</p> <p>この場合は、原則として、タクシー会社等の請求によるものとし立替払は認めないものとする。</p>
	眼鏡 (修理費含む。)		医師の診断書又は医師の処方箋、検査調書 (様式第11号)			<p>医師が必要と認めた場合に支弁する。(弱視用眼鏡等で保険適用となる場合に限る。)</p> <p>眼鏡等の品質については、必要最小限度のものの実費を支弁する。</p> <p>この場合は、原則として納入業者の請求によるものとし、立替払は認めないものとする。</p>
	補装具		医師の診断書写し検査調書 (様式第11号)			公費負担分について支弁する。
	柔道整復師施術		療養費支給申請書			

	<p>予防接種費 (季節性インフルエンザ予防接種等)</p>		<p>検査調書 (様式第11号)</p>	<p>原則として、医療機関の請求によるものとする。 ただし、事務費の支弁を受けている場合は支弁しない。</p>
	<p>自立援助ホーム入所児童(者)の医療費</p>		<p>医療費請求内訳書 (様式第18号)</p>	<p>就労し、最初の賃金を得るまでの間を対象とし、国民健康保険等に加入している入所児童(者)が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、直接施設に支弁する。</p>